デンジャラス原発にレッドカード！
老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

高浜 1.2 号機＆美浜３号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2 号第 12 回
美浜３号　第 10 回 口頭弁論

2019 年 7 月 11 日（木）

＠名古屋地方裁判所（2 号法廷）

12:50～名古屋地裁南で原告受付開始＆ミニ集会
（傍聴券は先着順です。傍聴受付は 13 時以降。）

13:30～高浜原発 1.2 号機 第 12 回口頭弁論

- ●中性子照射脆化に関する主張（小嶋啓司弁護士）
- ●PTS（加圧熱衝撃）に関する主張（井上巧務弁護士）

14:30 頃～原告受付＆傍聴券は先着順

15:30～美浜原発３号機 第 10 回口頭弁論

- ●火山影響と川内原発福岡地裁判決に関する主張（中野宏典弁護士）
- ●最近の原発関連新聞記事から（北村栄弁護士）

裁判終了次第～17:30 頃 **記者会見＋報告集会**
（＠桜華会館 2F「富士桜」　弁護団からの解説あり

美浜の裁判では、今
もっともホットな
火山問題を追及するよ

【次回期日】 10 月 16 日（水）
【次々回期日】2020 年 1 月 22 日（水）
（時間は 7 月と同様）

＜アクセス＞　名城線「市役所」駅⑤出口西へ 10 分
鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ 10 分
桜通線「丸の内」駅③出口北へ 15 分

老朽原発 40 年廃炉訴訟とは？ 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則 40 年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜 1.2 号機と美浜３号機の 40 年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢３０余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかしてください。カンパ大歓迎！
40 年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。（年会費 2000 円）
ゆうちょ銀行　口座番号：00810－０－153748「40 年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発４０年廃炉訴訟市民の会
TEL：080-9495-9414（事務局）
E-MAIL：toold40citizens@gmail.com　TWITTER：@toold40nagoya
HP： http://toold-40-takahama.com/people/
FACEBOOK： https://facebook.com/toold40nagoya/
インスタグラム：https://www.instagram.com/toold40nagoya/
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル５F 名古屋第一法律事務所 気付

TOOLD40＠NAGOYA